

秋田県外来医療計画(案)について

令和6年3月
医務薬事課

秋田県外来医療計画(案)の概要について

医務薬事課

第1章 基本方針

策定の趣旨

- 地域の医療サービスの受け皿となる外来医療提供体制を確保するため、医療機関相互の連携が不可欠となっている。
- 地域で中心的に外来医療を担う診療所の開設状況が都市部に偏っている等の課題があり、外来医療機能の偏在・不足等の情報を公表することにより、偏在是正につなげていくことが求められている。

位置づけと計画期間

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画の一部として位置づけ
- 令和6年度から令和8年度までの3年間
※3年ごとに見直し

計画の基本理念

- 地域における外来医療機能に関する情報の可視化や、各地域で不足している外来医療機能の課題の把握、対策の実施により外来医療提供体制の確保を図る。
- 医療機器の配置状況や稼働状況の可視化等により、医療機器の効率的な活用に取り組む。
- かかりつけ医機能を担う医療機関と、紹介患者への外来を基本とする医療機関の役割を明確化させる。

秋田県外来医療計画(案)の概要について

第2章 外来医療提供体制の確保

外来医師偏在指標

○二次医療圏毎の診療所医師数を可視化

○全国330医療圏のうち、上位33.3%（111位以内）が「外来医師多数区域」に該当

○本県は該当なし

県内順位	全国順位	圏域	外来医師偏在指標
1	168	県央	99.7
2	283	県南	80.2
3	303	県北	74.2

※外来医師偏在指標とは、医療需要や人口構成等を勘案し算出される人口10万人あたりの診療所医師数を指標化したもの

不足している外来医療機能の課題とその対策

○課題

- ・高齢化の進行に伴い、医療や介護、福祉といった複数のニーズを併せ持った患者の増加
- ・医師の高齢化の進行や、新規開業医の不足、診療所の廃止による医療機能の低下
- ・軽症患者への対応等による病院の負担の増加
- ・公共交通機関をはじめとした外来医療機能へのアクセス支援など

○外来医療提供体制の確保のための対策

- ・総合診療医の育成等
秋田大学との連携により、総合診療医などの育成や、地域医療に従事する他の診療科専門医のセカンドキャリアとして、総合的な診療に携わる医師を増やすための取組を検討
- ・医療機関へのかかり方の県民への啓発
かかりつけ医への受診勧奨のほか、分かりやすい医療情報の提供など、県民への周知
- ・医業承継の促進
県医師会等の取組事例の紹介
- ・へき地医療の確保
へき地診療所の運営や施設・設備整備等に対する、国庫補助を活用した支援や、オンライン診療を含む遠隔医療の活用などの推進

秋田県外来医療計画(案)の概要について

第3章 医療機器の効率的な活用

- 二次医療圏毎の医療機器の配置、保有状況等の情報及び指標
 - ・CT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィの5種類
- 共同利用の方針、共同利用計画の作成とチェックのプロセス
 - ・新規に医療機器（機器更新を含む）を購入する病院・診療所は、購入時に作成
 - ・記載内容は、共同利用の相手方となる医療機関、対象機器、保守や整備等の実施方針、画像情報等の提供方針 など
 - ・作成した共同利用計画は、地域医療構想調整会議で共同利用の推進方法を協議
 - ・地域の医療資源を可視化する観点から、医療機器の稼働状況を県に報告・周知

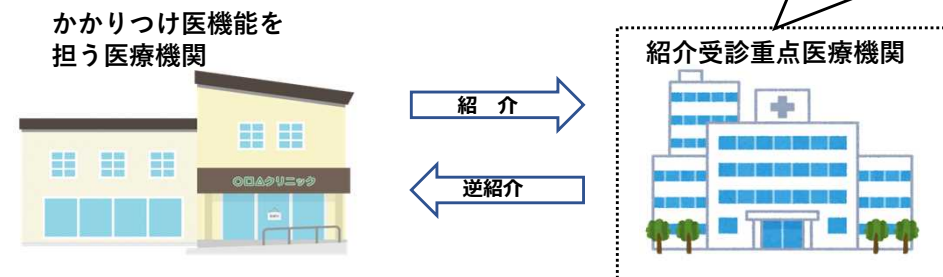
<医療機器の配置・保有状況の指標例>

圏域名	人口(10万人)	CT保有台数			調整人口当たり台数	年間算定件数		1台あたりの稼働件数	
		住基人口	病院	一般診療所		合計	病院	一般診療所	合計
全国	1,266.5	8,500	6,095	14,595	11.5	18,594,419	*	2,188	*
秋田県	9.7	58	49	107	9.1	125,376	*	2,162	*
大館・鹿角	1.1	7	8	15	11.3	19,002	2,690	2,715	336
北秋田	0.3	1	2	3	6.5	3,491	920	3,491	460
能代・山本	0.8	5	5	10	9.8	13,258	1,978	2,652	396
秋田周辺	3.9	22	14	36	8.3	51,197	4,974	2,327	355
由利本荘・にかほ	1.0	8	1	9	7.5	11,742	*	1,468	*
大仙・仙北	1.2	8	7	15	9.7	15,172	3,306	1,897	472
横手	0.9	5	8	13	12.0	7,016	3,193	1,403	399
湯沢・雄勝	0.6	2	4	6	7.8	4,498	1,668	2,249	417

第4章 地域の外来医療提供体制の状況

- 紹介受診重点医療機関の明確化や選定
 - ・紹介患者への外来医療の提供を基本とする医療機関であり、地域における患者の受診の流れを明確にすることを目的に設けられた制度
 - ・外来機能報告の結果をもとに、地域医療構想調整会議で協議し、該当機関を選定（本県は3医療機関）
- 外来機能報告
 - ・医療資源を重点的に活用する外来（紹介受診重点外来）の実施状況や、紹介受診重点医療機関の意向、紹介・逆紹介の状況等、地域の外来機能の明確化・連携を推進するために必要な事項を報告

【紹介受診重点医療機関のスキーム】



第5章 推進体制の評価

- 計画の進捗状況については、地域医療構想調整会議において、地域の外来医療機能や、共同利用の推進のために協議を行うほか、地域医療介護総合確保基金を活用した支援、その他外来医療に必要な協議を実施

- 必要に応じて、地域医療構想調整会議での協議内容等を県医療審議会にも報告